

証券コード 3057
平成29年5月10日

株 主 各 位

(本店所在地)
名古屋市中区栄3丁目12番23号
(本社事務所)
東京都目黒区中目黒1丁目1番71号
株 式 会 社 ゼ ッ ト ン
代表取締役社長 鈴木伸典

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成29年5月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時30分
（受付は10時からとなります。）
2. 場 所 横浜市中区山下町15番地
「横浜マリンタワー3階」
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
事業報告の内容報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zetton.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ・郵送による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
 - ・インターネットによる議決権行使の場合は、53頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

(提供書面)

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高につきましては、前期に新規出店した11店舗が巡航稼働となったものの、前期にビアガーデン事業にて8店舗の撤退を行ったこと、また、既存店舗では売上高が前期比98.7%と伸び悩んだこと等により、減収となりました。

営業利益につきましては、不採算店舗の撤退により減益要因が解消したことに加え、出店数が前期11店舗から当期4店舗に減少したことで出店費用が減少し、大きく増益となりました。

一方で、収益性が悪化した店舗の減損及び定期賃貸借契約の終了に伴う店舗、新たに撤退が決定した店舗の撤退時に見込まれる影響額をそれぞれ特別損失として多額に計上しております。

これらの結果、当連結会計年度（平成28年3月1日～平成29年2月28日）の連結業績は、売上高9,908百万円（前期比2.3%減）、営業利益219百万円（前期は営業損失93百万円）、経常利益335百万円（前期は経常利益24百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失442百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失233百万円）と減収減益となりました。

また、店舗数につきましては、4店舗の新規出店を行った一方で、6店舗の閉店を行い、当連結会計年度末現在の店舗数は、直営店70店舗（国内67店舗（ビアガーデン9店舗含む）、海外3店舗）、FC店7店舗の合計77店舗となっております。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に4店舗の新規出店及び連結子会社ZETTON, INC.の来期に新規出店予定の店舗設備等に設備投資いたしました。その総額は241百万円であります。

なお、当連結会計年度において既存店舗の撤退に伴う除却・売却等を行っております。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として150百万円の調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第 19 期 (平成26年2月期) | 第 20 期 (平成27年2月期) | 第 21 期 (平成28年2月期) | 第 22 期 (当連結会計年度) (平成29年2月期) |
|---|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円) | 8,439,773 | 9,611,407 | 10,141,864 | 9,908,415 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円) | 143,173 | 150,633 | △233,631 | △442,268 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円) | 33.47 | 34.97 | △54.23 | △102.67 |
| 総資産 (千円) | 2,874,883 | 3,702,802 | 3,908,267 | 2,995,649 |
| 純資産 (千円) | 1,054,253 | 1,194,029 | 876,738 | 404,568 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 244.73 | 277.17 | 203.53 | 93.92 |

(注) 平成26年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、第19期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第 19 期 (平成26年2月期) | 第 20 期 (平成27年2月期) | 第 21 期 (平成28年2月期) | 第 22 期 (当事業年度) (平成29年2月期) |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円) | 7,910,085 | 9,037,915 | 9,239,425 | 9,027,789 |
| 当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円) | 228,869 | 120,665 | △332,731 | △418,008 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円) | 53.50 | 28.01 | △77.24 | △97.04 |
| 総資産 (千円) | 2,756,164 | 3,514,696 | 3,662,450 | 2,805,435 |
| 純資産 (千円) | 1,007,769 | 1,098,248 | 726,647 | 287,100 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 233.94 | 254.94 | 168.68 | 66.65 |

(注) 平成26年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、第19期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 事業内容 |
|--------------|-----------|--------|-------------|
| ZETTON, INC. | 1,000千米ドル | 100.0% | 飲食店舗の経営 |
| 株式会社アロハテーブル | 10百万円 | 100.0% | FCチェーン本部の経営 |

(注) 前連結会計年度において連結子会社でありましたzetton Ocean Room PTY. LTD. については清算したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

外食産業の市場規模は今後も減少傾向が続くと見られ、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後企業間の競争はより激しくなると認識しております。

このような状況の中で、当社グループが公共施設開発をはじめとした主要戦略事業を引き続き推進し、さらなる企業価値の向上を図るために、以下の課題に積極的に対処してまいります。

①公共施設における店舗開発機能の強化

公共施設に対する出店に際しては、競争入札による公募や指名獲得、長い準備期間、公共施設ゆえの各種の規制及び所轄官庁との折衝等、一般の店舗展開とは違った出店プロセスがございます。

当社グループが公共施設への出店によって培ったそれらのノウハウを活かし、今後の出店を進めることはもとより、公共施設に関する情報収集や調査、潜在需要の掘り起こしを一層強化することによって、よりスピーディーな案件の発掘、物件の獲得を進め、他社との差別化を図ってまいります。

②人材の確保と育成について

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長にあたって不可欠であると認識しております。そのため、人材の確保については魅力のある店づくりや積極的なPR活動などを通じて、潜在する将来の人材にアピールしながら当社グループの認知度を向上させてまいります。また、人材の育成については従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

| 事業 | 事業内容 |
|-------------|---|
| ダイニング事業 | 出店する地域の人々や立地の特性に合わせた店舗ブランドの開発・再開発を行い、街の再開発の一端を担う事業。個店店舗戦略にて運営を行っております。 |
| アロハテーブル事業 | ハワイアンカルチャーをベースとしたライフスタイルを提唱するカフェ&ダイニング事業。 「Aloha Table」を中心としたハワイ業態の店舗の運営を行っております。 |
| ブライダル事業 | 「Heritage Bridal Collection」ブランドによるレストランブライダルを展開。歴史ある建物に家族の歴史を刻んでいただける、そんな素敵なウェディングを提供しております。 |
| ビアガーデン事業 | 夏季を中心とした期間限定のイベント事業。商業施設の屋上だけに限らず、開放感あふれる場所を物件開発し、季節店舗の運営を行っております。 |
| インターナショナル事業 | 米国 ハワイ州を中心とした海外進出事業。 「Aloha Table」本店をはじめ、現在3店舗を運営しております。 |

(6) 主要な営業所及び店舗 (平成29年2月28日現在)

当社 (本社) 東京都目黒区
(名古屋オフィス) 愛知県名古屋市中区
株式会社アロハテーブル 東京都目黒区
ZETTON, INC. アメリカ合衆国 ハワイ
(主要な営業店舗)

| 名称 | 所在地 |
|-------------------------------------|-------------|
| gz | 東京都中央区 |
| 銀座ロビー | 東京都中央区 |
| ニホンバシイチノイチノイチ | 東京都中央区 |
| 神南軒 | 東京都渋谷区 |
| Aloha Amigo harajuku | 東京都渋谷区 |
| orangé | 東京都港区 |
| grigio la tavola | 東京都港区 |
| 金山ソウル | 愛知県名古屋市中区 |
| 猪口猪口 | 愛知県名古屋市中村区 |
| 小料理バル ドメ | 愛知県名古屋市中村区 |
| SURFSIDE KITCHEN | 大阪府大阪市阿倍野区 |
| SKY GARDEN 300 | 大阪府大阪市阿倍野区 |
| ALOHA TABLE Daikanyama Forest | 東京都渋谷区 |
| Kailua Weekend | 東京都渋谷区 |
| ALOHA TABLE nakameguro | 東京都目黒区 |
| ALOHA TABLE Ocean Breeze | 神奈川県横浜市神奈川区 |
| MANOA Aloha Table | 神奈川県横浜市中区 |
| A&P with terrace | 神奈川県横浜市西区 |
| ALOHA TABLE shonan | 神奈川県藤沢市 |
| Kailua Weekend ebina | 神奈川県海老名市 |
| Lānai Hawaiian Natural Dishes | 埼玉県さいたま市大宮区 |
| ALOHA TABLE Sendai | 宮城県仙台市 |
| LUAU Aloha Table with Gala Banquet | 愛知県名古屋市中区 |
| Aloha Table Cafe & Diner | 愛知県名古屋市中区 |
| ALOHA TABLE Loco Food&Pancake House | 愛知県名古屋市千種区 |
| ALOHA TABLE kyobashi | 大阪府大阪市都島区 |
| THE TOWER RESTAURANT YOKOHAMA | 神奈川県横浜市中区 |
| THE BUND | 神奈川県横浜市中区 |
| 山手十番館 | 神奈川県横浜市中区 |
| ガーデンレストラン徳川園 | 愛知県名古屋市中区 |

| 名称 | 所在地 |
|------------------------------------|-------------|
| The PARK BANQUET | 愛知県名古屋市中区 |
| forty three | 岐阜県岐阜市 |
| ALOHA NATURAL HAWAIIAN BEER GARDEN | 東京都豊島区 |
| ALOHA TABLE HAWAIIAN BEER GARDEN | 神奈川県横浜市西区 |
| ALOHA BBQ BEER GARDEN | 宮城県仙台市 |
| 金山ソウル BEER GARDEN | 愛知県名古屋市中区 |
| "R" RIVERSIDE GRILL & BEERGARDEN | 大阪府大阪市北区 |
| ALOHA TABLE Waikiki | アメリカ合衆国 ハワイ |
| GOOFY Cafe & Dine | アメリカ合衆国 ハワイ |
| HEAVENLY Island Lifestyle | アメリカ合衆国 ハワイ |

(7) 使用人の状況（平成29年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-------------|
| 346名（1,439名） | 5名増（99名減） |

(注)使用人数は就業員数であり、パートは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------------|------------|-------|--------|
| 328名（1,359名） | 4名増（104名減） | 32.3歳 | 4.5年 |

(注)使用人数は就業員数であり、パートは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 240,000千円 |
| 株式会社滋賀銀行 | 188,156千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 163,638千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 140,750千円 |
| 株式会社千葉銀行 | 140,000千円 |
| 株式会社八千代銀行 | 133,100千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社ダイヤモンドダイニングとの間で資本業務提携契約を締結し、平成28年9月1日より、同社の持分法適用会社となりました。

また、平成29年4月14日付で同社との間で当社の連結子会社化を目的とする合意書を締結しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,390,000株
- ② 発行済株式の総数 4,307,900株
- ③ 株主数 5,001名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------|------------|---------|
| 株式会社ダイヤモンドダイニング | 1,809,400株 | 42.0% |
| 稲 本 健 一 | 308,500株 | 7.1% |
| 株 式 会 社 N S K | 109,000株 | 2.5% |
| 尾 家 産 業 株 式 会 社 | 109,000株 | 2.5% |
| 鈴 木 伸 典 | 108,700株 | 2.5% |
| 梶 田 知 嗣 | 85,700株 | 2.0% |
| 株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド | 81,700株 | 1.9% |
| キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社 | 72,700株 | 1.7% |
| 高 島 郁 夫 | 69,000株 | 1.6% |
| ア ク リ ー テ ィ ブ 株 式 会 社 | 60,000株 | 1.4% |

(注) 持株比率は自己株式（140株）を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況（平成29年2月28日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|-----------|--|
| 代表取締役会長 | 稲 本 健 一 | 株式会社アロハテーブル代表取締役 ZETTON, INC. 代表取締役 株式会社アスロニア取締役 |
| 代表取締役社長 | 鈴 木 伸 典 | 営業本部長 |
| 取締役副社長 | 坂 井 朗 | 管理本部長 |
| 専務取締役 | 梶 田 知 嗣 | |
| 取 締 役 | 手 嶋 雅 夫 | ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長 パーセク株式会社代表取締役社長 アキアリドットコム株式会社取締役会長 一般社団法人スポーツフォーライフ代表理事 株式会社コーエーテクモホールディングス取締役 株式会社EPARKグルメ取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 大 曾 根 三 郎 | |
| 監 査 役 | 浅 野 哲 司 | 浅野哲司税理士事務所長 |
| 監 査 役 | 石 田 晴 彦 | 石田晴彦司法書士事務所長 |
| 監 査 役 | 丹 羽 喜 裕 | 税理士法人ウイン代表社員 株式会社ロハム代表取締役 株式会社オリエン特・パートナーズ代表取締役 ABSホールディングス株式会社代表取締役 株式会社海帆社外監査役 |

- (注) 1. 取締役手嶋雅夫氏は社外取締役であり、当社は同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 監査役石田晴彦氏、丹羽喜裕氏は社外監査役であり、当社は監査役石田晴彦氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役浅野哲司氏及び監査役丹羽喜裕氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役浅野哲司氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・ 監査役丹羽喜裕氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役手嶋雅夫氏、社外監査役石田晴彦氏、丹羽喜裕氏とは、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|-----------------|------------|----------------------|
| 取 締 役 | 5 名 | 114,997千円 |
| 監 査 役 | 4 名 | 8,400千円 |
| 合 計 (うち社外役員) | 9 名 (3) | 123,397千円 (4,200) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年5月30日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年5月30日開催の第11回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員の状況

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役手嶋雅夫氏は、ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長、パーセク株式会社代表取締役社長、アキアリドットコム株式会社取締役会長、一般社団法人スポーツフォーライフ代表理事、株式会社コーエーテクモホールディングス取締役及び株式会社EPARKグルメ取締役を兼務しており、当社はティー・アンド・ティー株式会社、株式会社EPARKグルメと取引がありますが、それぞれの年間取引額は僅少であります。また、同社以外の各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役石田晴彦氏は、石田晴彦司法書士事務所長を兼務しており、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役丹羽喜裕氏は、税理士法人ウィン代表社員、株式会社ロハム代表取締役、株式会社オリエント・パートナーズ代表取締役、ABSホールディングス株式会社代表取締役及び株式会社海帆の社外監査役を兼務しており、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

| 氏 名 | 地 位 | 主 な 活 動 状 況 |
|---------|-------|---|
| 手 嶋 雅 夫 | 取 締 役 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、他社での豊富な企業経営経験から、適宜発言を行っております。 |
| 石 田 晴 彦 | 監 査 役 | 当期開催の取締役会13回のうち13回、また、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、司法書士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 丹 羽 喜 裕 | 監 査 役 | 当期開催の取締役会13回のうち12回、また、監査役会15回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人コスモス

② 報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 15,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠を審議した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合において、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人コスモスは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令の定める額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制の充実を図っております。

(ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
- ・コンプライアンス状況の監査は、代表取締役直轄の内部監査室が一定の方法で、定期的を実施し、代表取締役及び監査役宛てに報告書を提出、この報告に基づき更なるコンプライアンス体制の改善・整備強化を図る。
- ・内部監査は、関連法規の趣旨を踏まえ、各種届出などの形式面のみでなく、これらの法令遵守に欠かせない項目を網羅したチェックリスト等を活用した実地調査の方法に基づき行う。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・会社の重要な意思決定については必ず書面または電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。
- ・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業上のリスク対応を踏まえて規程を整備し、的確な判断と対応が可能なように、日頃から備えておくとともに、現場における危機管理能力の醸成に努める。
- ・緊急かつ重大な損失の事態が発生した場合には、代表取締役または副社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な情報収集、的確な分析、判断、対応を図り、正確な報告・発表を実施する体制を構築する。

- ・内部監査のモニタリングの過程においては勿論のこと、全役職員が日常業務においてリスク発生要因を発見した場合には、迅速な報告と対応・改善を図ることが可能な社内体制を確立するとともに関連法規、社内規程の遵守及び危機意識を持った日常業務の遂行等により未然にリスク発生を防ぐ。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営の為、経営会議、営業会議、プロジェクト会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
- ・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決済制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ・稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行なうことによって効率的な体制を確保する。
- ・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- ・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

(オ) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、関係会社管理規程を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。

- ・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査役宛てに報告を行う。
- ・当社役職員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、または当該事項を子会社役職員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

(カ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は監査役の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査役付担当者を選任する。
- ・監査役は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査役と協議を行いその独立性についても十分留意する。

(キ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・当社及び子会社等の取締役ならびに使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、監査役は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役ならびに使用人に対し直接報告を求めることが出来る。
- ・法令・定款違反その他情報を、監査役に報告したことで報告者が不利益な取扱を受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役ならびに使用人に周知徹底する。

(ク) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ・ 監査役は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
- ・ 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行なうとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
- ・ 監査役は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることが出来る。
- ・ 監査役の職務の執行の必要性に応じて、監査役は外部の法律・会計等の専門家を任用する事が出来、そのための費用は会社が負担する。
- ・ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(ア) 取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定をするとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。社内役員及び、部門長以上の幹部職員が出席する経営戦略会議を毎月開催し、経営課題の把握と対応方針、解決策について検討を行っております。

(イ) 監査役会の活動について

毎月1回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

(ウ) 内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

(エ) 研修・教育の実施について

代表取締役が行動規範であるコンプライアンス体制の精神を繰り返し幹部社員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底し、また、グループ全体での健全な職務執行を行う環境を整備するため、管理本部にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行っております。

(オ) 反社会的勢力の排除について

反社会的勢力との取引排除のため、新規取引先との取引を開始する際は、反社会的勢力対応規程の指針に従い調査を行っております。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,083,481 | 流 動 負 債 | 1,506,735 |
| 現金及び預金 | 687,637 | 買 掛 金 | 394,256 |
| 売 掛 金 | 130,405 | 1年内返済予定の長期借入金 | 394,352 |
| 商 品 | 1,277 | リ ー ス 債 務 | 37,613 |
| 原材料及び貯蔵品 | 77,307 | 未 払 金 | 200,662 |
| 未収還付法人税等 | 4,435 | 未 払 費 用 | 228,031 |
| 前 払 費 用 | 75,453 | 未 払 法 人 税 等 | 4,882 |
| 繰延税金資産 | 63,965 | 未 払 消 費 税 等 | 111,687 |
| そ の 他 | 44,137 | 前 受 金 | 110,075 |
| 貸倒引当金 | △1,139 | そ の 他 | 25,174 |
| 固 定 資 産 | 1,912,167 | 固 定 負 債 | 1,084,345 |
| 有形固定資産 | 1,105,899 | 長 期 借 入 金 | 886,205 |
| 建物及び構築物 | 802,875 | リ ー ス 債 務 | 73,658 |
| 車両運搬具 | 0 | 資 産 除 去 債 務 | 92,888 |
| 工具、器具及び備品 | 104,299 | 繰延税金負債 | 17,043 |
| リース資産 | 46,989 | そ の 他 | 14,550 |
| 建設仮勘定 | 151,735 | 負 債 合 計 | 2,591,080 |
| 無形固定資産 | 17,016 | 純 資 産 の 部 | |
| の れ ん | 16,567 | 株 主 資 本 | 404,110 |
| ソフトウェア | 188 | 資 本 金 | 379,605 |
| そ の 他 | 260 | 資 本 剰 余 金 | 301,808 |
| 投資その他の資産 | 789,251 | 利 益 剰 余 金 | △277,172 |
| 投資有価証券 | 0 | 自 己 株 式 | △130 |
| 出 資 金 | 1,000 | その他の包括利益累計額 | 458 |
| 長期前払費用 | 11,654 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 458 |
| 差入保証金 | 406,751 | 純 資 産 合 計 | 404,568 |
| 繰延税金資産 | 369,845 | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,995,649 |
| 資 産 合 計 | 2,995,649 | | |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|----------|-----------|
| 売上高 | | 9,908,415 |
| 売上原価 | | 2,959,201 |
| 売上総利益 | | 6,949,213 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,729,517 |
| 営業利益 | | 219,696 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 236 | |
| 拡販協力金 | 119,204 | |
| 為替差益 | 700 | |
| その他 | 16,310 | 136,452 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 14,261 | |
| たな卸資産廃棄損 | 4,374 | |
| その他 | 2,395 | 21,030 |
| 経常利益 | | 335,118 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 14,617 | |
| 受取補償金 | 50,000 | |
| その他 | 91 | 64,708 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 4,349 | |
| 固定資産除却損 | 51,503 | |
| 減損損失 | 919,658 | |
| 店舗閉鎖損 | 12,102 | |
| その他 | 22,598 | 1,010,212 |
| 税金等調整前当期純損失 | | △610,386 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 21,307 | |
| 法人税等調整額 | △189,425 | △168,117 |
| 当期純損失 | | △442,268 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | △442,268 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本計 合 計 |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 余 本 金 | 利 余 益 金 | 自 己 株 式 | |
| 当 期 首 残 高 | 379,605 | 301,808 | 196,094 | △130 | 877,377 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △21,538 | | △21,538 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | | | △442,268 | | △442,268 |
| 自己株式の取得 | | | | — | — |
| 連結範囲の変動 | | | △9,459 | | △9,459 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | △473,266 | — | △473,266 |
| 当 期 末 残 高 | 379,605 | 301,808 | △277,172 | △130 | 404,110 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------------------|---------------------------|-----------|
| | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △638 | △638 | 876,738 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △21,538 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | | | △442,268 |
| 自己株式の取得 | | | — |
| 連結範囲の変動 | | | △9,459 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,097 | 1,097 | 1,097 |
| 当期変動額合計 | 1,097 | 1,097 | △472,169 |
| 当 期 末 残 高 | 458 | 458 | 404,568 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | ZETTON, INC. 株式会社アロハテーブル |
| ・連結の範囲の変更 | 当連結会計年度において、zetton Ocean Room P TY. LTD. は清算したため、連結の範囲から除外 しております。 |

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ. デリバティブ

時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。
ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 . . . 8年~20年
工具、器具及び備品 . . . 2年~15年
- ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)
・ のれん 20年以内の合理的な期間で均等償却しております。
・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ. 投資その他の資産
・ 長期前払費用 均等償却によっております。

③重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------|---|
| イ. ヘッジ会計の方法 | 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 |
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段・・・・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・・・・借入金の金利 |
| ハ. ヘッジ方針 | 財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。 |
| ニ. ヘッジの有効性評価の方法 | 金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。 |

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,241,328千円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 84,228千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

直営店舗（東京都11店舗、愛知県7店舗、神奈川県4店舗、大阪府2店舗、岐阜県1店舗、熊本県1店舗）

| | |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物 | 747,194千円 |
| 工具、器具及び備品 | 59,760千円 |
| リース資産 | 103,456千円 |
| 長期前払費用 | 4,537千円 |
| 撤去費用等 | 4,708千円 |
| 計 | 919,658千円 |

①減損損失を認識するに至った経緯

上記店舗につきましては、収益性の低下により事業資産の回収可能性が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

②資産グループのグループ化の方法

減損の兆候を判定するにあたっては、原則として店舗資産単位を資産グループとしてグループ化しております。

③回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 4,307,900株 | 一株 | 一株 | 4,307,900株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 140株 | 一株 | 一株 | 140株 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 平成28年 5月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 21,538千円 | 5円 | 平成28年 2月29日 | 平成28年 5月31日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年であります。

営業債権や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表 計上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|---------------------------|-------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 687,637 | 687,637 | — |
| (2) 売掛金 | 130,405 | 130,405 | — |
| (3) 買掛金 | (394,256) | (394,256) | — |
| (4) 長期借入金（1年以内返済予定のものを含む） | (1,280,557) | (1,271,724) | △8,832 |

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年以内返済予定のものを含む）

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 投資有価証券 | 0 千円 |
| 差入保証金 | 406,751 千円 |

(1) 投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(2) 差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 93円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △102円67銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

- (1) 当社は、平成26年3月31日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 三菱東京UFJ銀行、貸出限度額 150,000千円、利率 基準金利+0.455%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行金額 88,800千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ①各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成25年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ②各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ①いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ②2期連続して、いずれか2項目以上に抵触した場合：貸付人が満足する内容の事業計画（業績計画・財務改善計画等）の策定

- (2) 当社は、平成26年6月18日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 りそな銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.4%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行金額 140,000千円）を締結いたしました。実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ①決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。
- ②決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。
- ③決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ④決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

財務制限条項抵触時の効果

いずれか1項目以上に抵触した場合：期限の利益を喪失する

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 流動資産 | 935,580 | 流動負債 | 1,455,982 |
| 現金及び預金 | 521,564 | 買掛金 | 362,943 |
| 売掛金 | 123,425 | 1年内返済予定の長期借入金 | 394,352 |
| 商品 | 1,277 | リース債務 | 37,613 |
| 食品材料 | 57,656 | 未払金 | 202,718 |
| 貯蔵品 | 11,645 | 未払費用 | 217,796 |
| 前払費用 | 62,275 | 未払法人税等 | 3,879 |
| 立替金 | 12,038 | 未払消費税等 | 107,441 |
| 繰延税金資産 | 63,719 | 前受金 | 109,751 |
| その他 | 83,184 | 預り金 | 16,057 |
| 貸倒引当金 | △1,206 | その他 | 3,430 |
| 固定資産 | 1,869,854 | 固定負債 | 1,062,352 |
| 有形固定資産 | 873,280 | 長期借入金 | 886,205 |
| 建物 | 757,586 | リース債務 | 73,658 |
| 構築物 | 664 | 資産除去債務 | 92,888 |
| 車両運搬具 | 0 | その他 | 9,600 |
| 工具、器具及び備品 | 51,123 | 負債合計 | 2,518,334 |
| リース資産 | 46,989 | 純資産の部 | |
| 建設仮勘定 | 16,917 | 株主資本 | 287,100 |
| 無形固定資産 | 448 | 資本金 | 379,605 |
| ソフトウェア | 188 | 資本剰余金 | 301,808 |
| その他 | 260 | 資本準備金 | 301,808 |
| 投資その他の資産 | 996,125 | 利益剰余金 | △394,183 |
| 投資有価証券 | 0 | その他利益剰余金 | △394,183 |
| 関係会社株式 | 123,280 | 繰越利益剰余金 | △394,183 |
| 出資金 | 1,000 | 自己株式 | △130 |
| 長期貸付金 | 101,304 | 純資産合計 | 287,100 |
| 長期前払費用 | 11,654 | 負債純資産合計 | 2,805,435 |
| 差入保証金 | 390,198 | | |
| 繰延税金資産 | 369,845 | | |
| 貸倒引当金 | △1,158 | | |
| 資産合計 | 2,805,435 | | |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|----------|-----------|
| 売上高 | | 9,027,789 |
| 売上原価 | | 2,724,307 |
| 売上総利益 | | 6,303,481 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,137,708 |
| 営業利益 | | 165,773 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2,791 | |
| 受取配当金 | 40,000 | |
| 拡販協力金 | 118,304 | |
| 為替差益 | 745 | |
| 雑収入 | 34,078 | 195,920 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 14,261 | |
| たな卸資産廃棄損失 | 4,374 | |
| 雑損 | 1,090 | 19,726 |
| 経常損失 | | 341,967 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 14,617 | |
| 受取補償金 | 50,000 | |
| その他 | 91 | 64,708 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 4,349 | |
| 固定資産除却損 | 51,503 | |
| 減損損失 | 919,658 | |
| 店舗閉鎖損失 | 12,102 | |
| その他 | 10,560 | 998,174 |
| 税引前当期純損失 | | △591,498 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,978 | |
| 法人税等調整額 | △180,468 | △173,490 |
| 当期純損失 | | △418,008 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで）

（単位：千円）

| | 株 主 資 本 | | | | | 純 資 産 計 合 計 |
|---------------|---------|---------|----------|---------|----------------|----------------|
| | 資 本 金 | 資 本 金 | 利 益 金 | 自 己 株 式 | 株 資 合 主 本 計 | |
| | | 資 本 金 | 利 益 金 | | | |
| | 資 本 金 | 資 本 金 | 利 益 金 | 自 己 株 式 | 株 資 合 主 本 計 | 純 資 産 計 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 379,605 | 301,808 | 45,364 | △130 | 726,647 | 726,647 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △21,538 | | △21,538 | △21,538 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | | △418,008 | | △418,008 | △418,008 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | — | — | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | △439,547 | — | △439,547 | △439,547 |
| 当 期 末 残 高 | 379,605 | 301,808 | △394,183 | △130 | 287,100 | 287,100 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産

- ・商品・食品材料 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 . . . 8年～20年

構築物 . . . 10年～20年

工具、器具及び備品 . . . 2年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④投資その他の資産

- ・長期前払費用 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準
貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の金利

③ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,138,338千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 47,636千円

短期金銭債務 2,056千円

(3) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 84,228千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

直営店舗（東京都11店舗、愛知県7店舗、神奈川県4店舗、大阪府2店舗、岐阜県1店舗、熊本県1店舗）

建物及び構築物 747,194千円

工具、器具及び備品 59,760千円

リース資産 103,456千円

長期前払費用 4,537千円

撤去費用等 4,708千円

計 919,658千円

(2) 関係会社との間の取引高

営業取引の取引高 35,967千円

営業取引以外の取引高 2,562千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 の株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末の 株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | 140株 | 一株 | 一株 | 140株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、減価償却超過額及び繰越欠損金等であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社の名称 又は氏名 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 事業の内容 又は職業 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----------------|---------------|-------------------------------|---------------|---------------------------------|--------------|----|--------------|
| 個人主要株 主及び役員 | 稲本健一 | (被所有) 直接7.1 | 当社代表取 締役 | ※1 不動産 賃貸借契 約に対する 債務保証 | 29,719 | — | — |

※1. 当社は、不動産賃貸借契約に対して当社代表取締役稲本健一より債務保証を受けておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。なお、不動産賃貸借契約の債務保証の取引金額には支払家賃の年額を記載しております。

※2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 親会社および法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 連 携 当 事 者 と の 関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------|----------------------|--------------|-----|--------------|
| その他の 関係会社 | 株式会社 ダイヤモンド ダイニング | 被所有 直接42.0 | 資本業務 提携契約 の締結 | 人事情報 管理の委 託 | 1,471 | 未払金 | 2 |
| | | | | グループ ポイント 制度精算 | 415 | 売掛金 | 415 |
| | | | | グループ ポイント 制度精算 | 77 | 未払金 | 77 |

※1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

※2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

(3) 子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 連 携 当 事 者 と の 関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------|-------------------------------|-------------------------|---------------------|--------------|-------|--------------|
| 子会社 | ZETTON, INC. | 所有 直接100.0 | 役員の兼任 | 資金の貸 付 | 132,408 | 短期貸付金 | 37,144 |
| | | | | | | 長期貸付金 | 101,304 |
| | | | | 貸付金に 対する受 取利息 | 2,562 | — | — |

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 66円65銭

(2) 1株当たり当期純損失 △97円04銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

- (1) 当社は、平成26年3月31日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 三菱東京UFJ銀行、貸出限度額 150,000千円、利率 基準金利+0.455%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行金額 88,800千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ①各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成25年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ②各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ①いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ②2期連続して、いずれか2項目以上に抵触した場合：貸付人が満足する内容の事業計画（業績計画・財務改善計画等）の策定

- (2) 当社は、平成26年6月18日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 りそな銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.4%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行金額 140,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ①決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。
- ②決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。
- ③決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ④決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

財務制限条項抵触時の効果

いずれか1項目以上に抵触した場合：期限の利益を喪失する

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月18日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

監査法人コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 (印)
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼットンの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月18日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

監査法人コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼットンの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月24日

| | | |
|---------|---------|-------------|
| 株 式 会 社 | ゼ ッ ト ン | 監 査 役 会 |
| 常 勤 | 監 査 役 | 大 曾 根 三 郎 ㊟ |
| 監 | 査 役 | 浅 野 哲 司 ㊟ |
| 社 外 | 監 査 役 | 石 田 晴 彦 ㊟ |
| 社 外 | 監 査 役 | 丹 羽 喜 裕 ㊟ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、当期において394,183,005円の繰越利益剰余金の欠損を計上するに至っております。つきましては、この欠損金を補填し、今後の効率的な経営を維持し、財務体制の健全化と早期の復配を実現することを目的として、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理でありますので、純資産額に変動を生じるものではなく、また業績に与える影響もございません。

また、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者意義申述の手続は発生いたしません。

1. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 301,808,258円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 301,808,258円

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、「上記1.」の資本準備金額の減少の効力発生を条件に、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 301,808,258円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 301,808,258円

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の効力発生日

平成29年5月26日

なお、第22期の期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきたく存じます。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役稲本健一氏、梶田知嗣氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任いたします。また、経営体制の一層の強化を図るため、取締役3名を増員することとし、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株 式株数 |
|-------|--|--|---------------------|
| 1 | かなかひとし 鹿中一志 (昭和50年4月18日) 【新任】 | 平成21年2月 株式会社高田屋設立 取締役社長COO 平成22年2月 株式会社ダイヤモンドダイニング 入社 平成22年5月 同社 営業本部 第二営業統括部 第 五営業部長 平成23年1月 同社 営業本部 副本部長 平成23年6月 同社 執行役員 営業本部 副本部長 平成24年2月 同社 執行役員 営業支援本部長 平成24年5月 同社 取締役 営業支援本部長 平成25年3月 同社 執行役員 社長室長 平成26年3月 同社 執行役員 営業本部長 平成27年3月 同社 執行役員 営業統括 平成27年5月 同社 取締役 営業統括(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社吉田卯三郎商店代表取締役 株式会社ダイヤモンドダイニング分割準備会社代 表取締役 | 一株 |
| 2 | せき関 たけし 関武 (昭和32年9月7日) 【新任】 | 昭和61年3月 株式会社インテルナ東洋入社 平成19年1月 株式会社ダイヤモンドダイニング 入社 立地開発部長 平成19年7月 同社 執行役員 開発本部長 平成23年3月 同社 執行役員 戦略事業本部 副本 部長 平成24年2月 同社 執行役員 施設管理部長 平成25年3月 同社 執行役員 開発本部長(現任) | 一株 |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式 株数 |
|-----------|--|---|---------------------|
| 3 | えん どう えい じ 遠 藤 栄 司 (昭和49年6月7日) 【新任】 | 平成10年4月 株式会社ニュートン入社 平成26年5月 株式会社ダイヤモンドダイニング 入社 株式会社バグース出向 プランニン グマネージャー 平成27年11月 株式会社バグース 営業本部 営業 推進室長 平成28年3月 株式会社ダイヤモンドダイニング マーケティング本部長(現任) | 一株 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の在籍する株式会社ダイヤモンドダイニングは、当社の大株主かつ資本業務提携先であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役丹羽喜裕氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款第32条第2項の規定により、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株 式株数 |
|---|---|---------------------|
| わたなべ しゅん すけ 渡部 峻 輔 (昭和59年8月27日) 【新任】 | 平成21年9月 司法試験合格、司法研修所入所 平成22年12月 弁護士登録 平成23年1月 クリフォードチャンス法律事務所外国法共 同事業入所 平成26年11月 AZX総合法律事務所入所 | 一株 |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡部峻輔氏は、社外監査役候補者であります。
3. 渡部峻輔氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたくため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 渡部峻輔氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
5. 渡部峻輔氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株 式株数 |
|-----------------------------------|---|---------------------|
| なかおしんたろう 中尾慎太郎 (昭和19年1月23日) | 平成15年3月 警視庁退職(警視正) 平成9年9月 株式会社ガイア 渉外部部長 平成15年5月 株式会社バグース 監査役 平成16年5月 株式会社シークレットテーブル 監査役 平成17年5月 株式会社ゴールデンマジック 監査役(現任) | 一株 |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 中尾慎太郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中尾慎太郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、警視庁職員として重要な職責の経験に基づき、特にコンプライアンス面において中立公平な立場での判断が期待できること、また、他社の社外監査役も経験されており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 中尾慎太郎氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
5. 中尾慎太郎氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社取締役の報酬等の額は、平成18年5月30日開催の第11回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

また、平成20年5月27日開催の第13回定時株主総会において、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額9.5百万円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、平成21年3月27日開催の当社取締役会において、市場環境、株価等を総合的に勘案し、当該ストックオプションの発行を取りやめることを決議しております。

今般、当社は、その後の市場環境、株価の変動等も踏まえ、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、取締役に対して、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役につき、年額30百万円以内（うち社外取締役5百万円以内）として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は6名（うち社外取締役1名）となります。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株（うち社外取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数8,500株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、1年間から3年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の使用人及び当社グループ会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以 上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザ等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成29年5月24日（水曜日）の午後5時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

《システム等に関するお問い合わせ》
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
【専用ダイヤル】 0120-173-027
（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

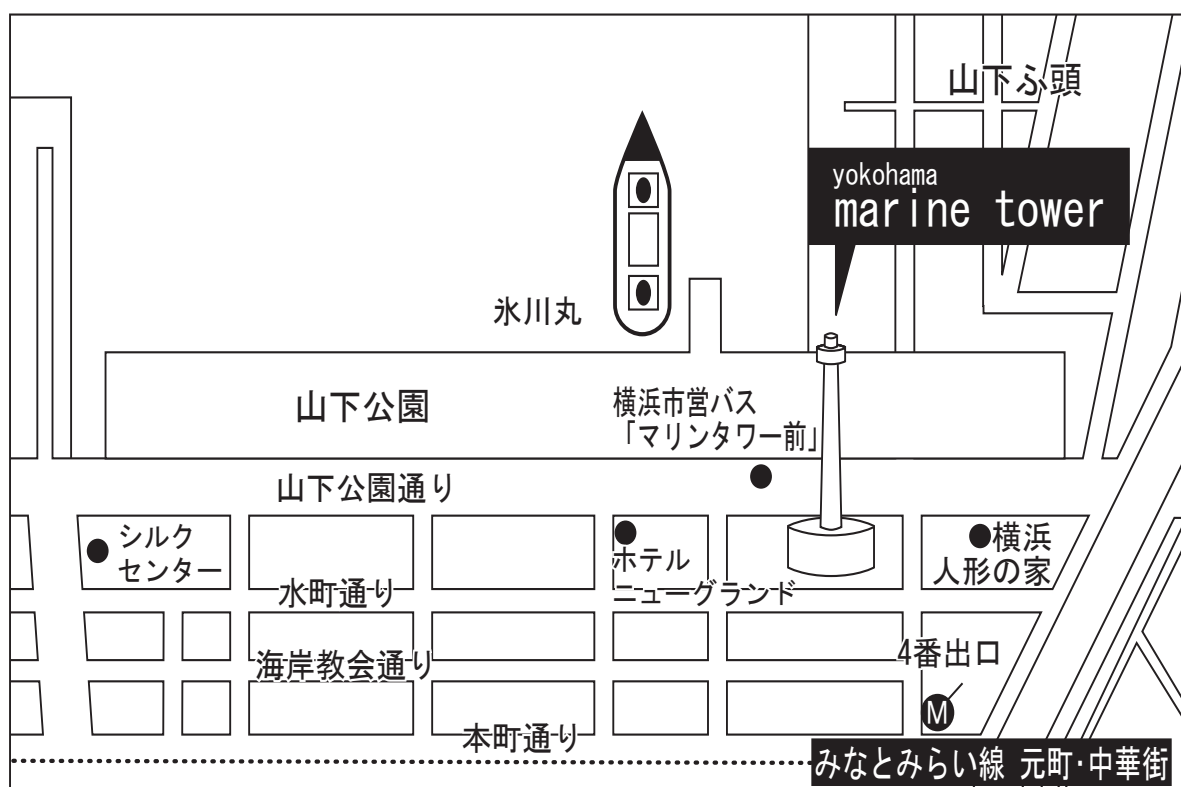
株主総会会場ご案内図

会場：横浜市中区山下町15番地

「横浜マリンタワー 3階」

※ご出席株主様向けのお土産のご用意はございません。
予めご了承ください。

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



(交通のご案内)

- みなとみらい線「元町・中華街」駅4番出口より徒歩1分
- 横浜市営バス 横浜駅前（東口のりば）1番のりばより
「26系統」乗車、「マリンタワー前」下車、徒歩すぐ

zetton_{Inc.}